

創造的な日本をつくるために

キャスター
小谷真生子

×

知的財産高等裁判所長（判事）
篠原勝美

平成17年4月1日、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産権に関する訴訟を専門に審理する知的財産高等裁判所が創設されました。近年、知的財産権をめぐる紛争は、より複雑かつ専門的になると同時に、国民の関心を引く事件が増え、報道番組で取り上げられることも珍しくなくなっています。今回は、これまで数々の報道番組でキャスターとしてご活躍されている小谷真生子氏を知的財産高等裁判所にお招きして、知的財産にまつわるお話を伺いました。

ようこそ知的財産高等裁判所へ

篠原 本日は知的財産高等裁判所へおいでいただき、ありがとうございます。小谷さんはテレビ東京の経済報道番組「ワールドビジネスサテライト」のメインキャスターを務められていますので、本日は、ニュースキャスターのお仕事の魅力や、経済ニュースを通して見た最近の知的財産権に関する動きなどについてお話を伺いたいと思っております。

小谷 こちらこそよろしく願いいたします。本日は、知的財産高等裁判所の裁判官室や大合議事件で使われる法廷などを初めて見学し、法廷では、法服も着させていただきました。不思議なことに、法服の袖に手を通すとピリッとした緊張感に包まれるよう



でした。

ところで、篠原所長は、いわゆる「一太郎」事件の際に、法廷で場の雰囲気をはぐすような発言をされたとお聞きしましたが、あれは何かお考えがあったのでしょうか。

篠原 直接関係するかどうかは分かりませんが、私は、法廷に入る際に必ず「お待ちせしました。」と言うようにしています。それは、裁判の当事者や代理人の弁護士、傍聴に来られた方が待っているところに入っていったら、自分は裁判官だ、司法権の担い手だというような顔をして、いきなり審理に入ることはどうかなと常日ごろ考えているからです。紛争を抱えている当事者に対して、法壇の上から見下ろすような姿勢では、当事者の立場に立った紛争の解決はできないのではないかとも思っています。

高等裁判所では、通常の事件は3人の裁判官の合議体で審理をするのですが、「一太郎」事件は、知的財産高等裁判所として初めて5人の裁判官の合議体（いわゆる大合議制）で審理することとなった事件ということもあり、事前にかなり報道されていました。そのようなこともあってか、法廷に入ったところ、必要以上に皆さんが緊張していると感じまして、少しでも場が和むようにリラックスしてもらえようことを言ったのです。

現場主義

篠原 ところで、小谷さんは、フライトアテンダントからニュースキャスターにご転身されたと伺っておりますが、何か転機があったのでしょうか。

小谷 もともとマスメディアの仕事に興味を持っておりまして、そのためにいろいろな国へ行きたいと考えていました。しかし、当時はまだベルリンの壁が残っているという時代でしたから、社会主義諸国等に行くのは困難だったのですが、フライトアテンダントの仕事をしていれば、世界中どこの国にでも航空機が乗り入れている限り仕事





で行けますし、その国での休日を利用していろいろなところを見て回ることができる考えたのです。実際に、私がフライトアテンダントの仕事をしていたころ、天安門事件やベルリンの壁の崩壊等の事件が起きました。そのような事件が起こった直後に、その場所を見る機会があり、現場の雰囲気を実で確認することができました。こうした貴重な体験を得たこともあって、フライトアテンダントの仕事をして4年ほどしてから、本来の目標であったマスメディアの世界に入りました。

篠原 マスメディアのお仕事の方が本来やりたいことだったわけですね。

小谷 はい。予想以上にいろいろな方に支えていただき、ここまで来ることができました。

篠原 今、現場の雰囲気の確認という話が出ました。小谷さんの著書の中でも現場に赴くということを非常に重視されているようにお見受けいたしました。

小谷 マスメディアの影響力は、非常に大きなものがあると感じています。そのような大きな影響力を持つマスメディアにかかわる一人として、きちんと現場の雰囲気等を

自分の目で確認した上で、自分で考えたことを報道すべきであると考えています。ですから、忙しくてどうしてもその現場に行けないような場合であっても、できる限りその現場にいた人間から情報を得るようにしています。その場合でも、そのような情報には他人の主観が入っており、バイアスがかかっている可能性がありますから、その点を十分に注意した上で、情報を自分で集約するようにしています。

篠原 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争や阪神淡路大震災の際に、現地に取材に赴かれたのも、そうした考えからですか。

小谷 はい。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争の取材に行きましたのは、ちょうどNHKを辞める少し前に、衛星放送でこの紛争を扱った番組の司会をさせていただいたことがきっかけとなっています。番組の取材を進めていく中で、この紛争が実は世間で言われているような単純なものではなく、いろいろな矛盾点があることに気がしました。そこで、当時、一人で勝手に日本の当事者たちの声を拾ってみたことがありました。そうしましたら、マスメディアが誤解を助長している部分があるのではないかと、この危惧を抱くようになり、それを確かめるために、NHKを辞めた後、現地に1か月ほど取材に行ってきました。

篠原 現地で取材をすることによって、どのようなことが分かったのでしょうか。

小谷 マスメディアによって助長される戦争、つまり、マスメディアによる報道がなければ、それほど悲惨なところまで行かずに終わる戦争が多いのではないかと強く感じました。このように感じたことも、やはり現場に行つて自分で見聞きして、自分で感じ、

分析しなければ分からないことで、こうした現場での体験を経て初めて責任をもって説得力のある報道ができるようになるようになりました。この出来事を通して、私は現場主義を自己のモットーとするようになりました。

篠原 阪神淡路大震災の現地の取材についてはいかがでしたか。

小谷 阪神淡路大震災の時は、マスメディアの影響力の良い面を感じることができました。マスメディアは機動力がありますから、震災のように突発的に起きる事件では、行政などに比べて初動態勢を早く執ることができ、かなり早く現地入りをすることができます。ですから、行政あるいは政治が動く前に、被災地では一体何が必要なのかということや、何をどうしなくてはならないのかということを経験し、社会に伝達することができます。マスメディアの情報発信により、迅速かつ的確な対応が可能になった場面が多くあったのではないのでしょうか。

デジタル化・グローバル化と知的財産権

篠原 大変興味深いお話でした。そのように現場の雰囲気や現場で感じられることを重視される小谷さんから見て、最近の知的財産権をめぐる動きについて、何かお感じになっていることはありますか。

小谷 はい。最近の知的財産権をめぐる動きについては、非常に興味深い現象だと思っています。インターネットの普及やデジタル技術の発展によって、知的財産のコピーを容易に行うことができるようになって、何をすれば知的財産権の侵害に当たるのかということが判然としなくなってきている



事務局



調査官室



法廷



と思います。また、それまで普通に企業が行ってきた知的財産権の管理体制に対して、研究者自身が発明に対する自らの貢献を主張するようになってきました。知的財産高等裁判所の創設も、そのような動きの一つではないかと考えています。

篠原 そうですね。知的財産高等裁判所が創設されて以降、各種のマスメディアから様々な取材を受けたり、創設を記念した各種のシンポジウムが開催されたりしました。そのような場で、いろいろな方々から支援の言葉を頂戴して、知的財産高等裁判所に寄せられる熱い期待や知的財産権保護に向けての大きな流れというものを実感しました。正直申しまして、これほどまでに知的財産高等裁判所に対する期待が大きいとは、思ってもみませんでした。

小谷 10年弱前に、グローバル化＝ボーダーレス化ということが言われ始めましたが、当初は言葉だけが先行しており、実感がわきませんでした。ところが、最近、様々な取材を通じて、ボーダーレス化を実感するようになりました。やはり、産業界などでは、知的財産権のグローバルな部分を常に頭に

入れながらでなければ前に進むことができないという現象が起きてきているのではないかと思います。

篠原 知的財産高等裁判所も司法機関の一つである以上、裁判所に持ち込まれた紛争の解決を通じて、社会に影響を与えるにすぎません。ですから、知的財産高等裁判所が創設されたからといって、「知財立国」がすぐ実現できるというような短絡的なものではないと思うのです。本来、知的財産というものは創作ですので、創作の主体である技術者、発明家あるいは著作者たちが主役なのです。その主役の人たちの発明や創作に対する意欲が失われないようにするために、正当な権利を適切に保護するシステムを確立する必要があります。つまり、最終的に裁判所に行けば、裁判所が知的財産権を保護してくれるという保証がないと、やはり苦勞して新たな発明や創作をしようという動機付けに欠けるように思うのです。その意味で、知的財産高等裁判所の役割は重要であると理解しております。

小谷 おっしゃるとおりだと思います。これまで、発明家たちに発明に関する潜在能力はあったとしても、そのモチベーションがどんどん下がってきていたと思うのです。そうした状況の中で、マスメディアが、発明家たちのモチベーションを引き上げて、日本からどんどん新しい知的財産を発信してほしいという期待を持ち始め、結果として、知的財産権に関する様々な報道がされているのではないかと思います。最近では、知的財産権について、従来ならニュースとして取り上げられなかったことが、取り上げられるようになってきました。やはり聞きたいと思う人たちがいるからこそ、その素

材をニュースとして出すことが多くなるのだと思います。知的財産権に関するニュースが取り上げられる機会が増えてきているのも、皆さんが知的財産権に関するニュースを見たり聞いたりしたいと思っているからなのでしょう。その意味でも、知的財産権はますます身近なものになっていきますし、今後、一層身近なものになっていくのではないのでしょうか。

後ずさりの大切さ

篠原 世間では知的財産権の保護に注目が集まっていますが、やはり注意しなければならないことがあると思うのです。それは、知的財産権の保護を強化することばかりが、必ずしも正しい選択とは言えないということです。知的財産権は発明や創作物に対する独占的権利ですから、知的財産権が守られているということは、逆に言えば、他の者の自由な利用がそれだけ制約されるということなのです。どのような創造も先人の業績の上に成り立っていることを考えれば、知的財産権を目一杯強化すればいいというのは、やはり片面的な考えであって、独占権だけを強くするということは、将来の創造の芽を摘むことになりかねません。この独占権と自由な使用とのバランスというのは、相当難しい問題であると思っています。

小谷 発明者のモチベーションを引き上げるという観点からすると、発明者の権利を守ればそれでよいのかと思っていたのですが、そのような兼ね合いを考える必要があるのですね。

篠原 その兼ね合いは、本当に難しいのです。裁判所は、実際の訴訟手続の中で、その境界線をどこに引くかという一つの課題



法服を試着



ラウンド法廷



書記官室



裁判官室



を負っていると言えます。

ところで、小谷さんは、忙しいお仕事をされていますが、健康面で何か気を付けていることはありますか。

小谷 まず番組が終わって家に帰ってから、必ず運動をしています。それから、ウェットをつけて歩くなどして、筋力の維持にも努めています。

篠原 ゴルフとテニスもされると伺っていますが。

小谷 いや、ゴルフはもう。本当に才能がないというのが最近分かって (笑)。

篠原 そうですか。作家の五木寛之さんもゴルフがお好きらしいのですが、以前、「ゴルフ場の上り坂で後ろ歩きをすると健康にとってもよく、仮に倒れたとしても、ゴルフ場は広い芝生の上だから安心だ。」ということをおっしゃっていました。つまり、五木さんがおっしゃるには、上り坂を前向きに歩くとかかなり窮屈な姿勢で登らなければならないが、発想の転換を図って、後ろ向きに歩いてみたら健康に良かったということらしいのです。また、プールで水中を歩く場合でも、普通は前を向いて歩くところを後ろ向きで歩いていくと、ねじれた姿勢が正しくなるということをおっしゃる方もいる

んですよ。

小谷 確かに、ウォーキングの器械で、後ろを向いて歩いている人を見たことがあります。その時は、何をやっているのかと思いましたが、そういう意味があったのですね。

篠原 実は、このことは特許訴訟にも言えることだと思うのです。例えば、ある発明について、特許庁で特許に値するかどうかを審査したところ、特許としては認められないということになったとします。特許の出願をした者が、この結果に納得のいかない場合には、今度は特許庁の審判で争うことになりますが、それでも認められず納得のいかない場合には、裁判で争うことになります。その裁判では、出願時点にさかのぼって、場合によっては今から10年前、20年前の技術水準に照らして、ある発明が進歩性があるかないかということ判断することになります。その判断のために、裁判官は、結局、現時点を基準にして後ずさりした上で、前を見て、問題となる分野の技術を見直すことになるのです。先ほどのゴルフ場やプールでの話に似ていませんか。

小谷 はい。そういう発想で特許というものを見る必要があるということなのですね。

